

# 療養生活状況報告書

(退職後の申請の場合には添付してください)

この報告書は傷病手当金の支給可否の判断の為、健康保険法第59条に基づき提出をお願いしております。  
記入漏れ・虚偽申告の場合、健康保険法第120条・121条により傷病手当金が支給できない場合がありますので、提出前に必ず記入内容をご確認ください。

※記入された内容について、後日詳細をお聞きしたり、追加の資料をお願いすることがあります。  
また、必要に応じて関係諸機関（医療機関の担当医師、所属事業所長等）に照会することがあります。

下記事項に該当するものを○で囲む、または必要事項をご記入ください。 令和 年 月 日記入

記号	番号		被保険者氏名	
申立者と記入者が違うとき		記入者氏名		申立者との関係
今回の傷病手当金請求期間		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
<b>【療養について】</b>				
①受診状況について	1. 毎日受診      2. 一か月に_____日受診      3. その他 ( ) 4. 受診していない (理由: )			
②受診日の決め方	1. 自分で判断して都合の良い日に行く      2. 医師に指示された日に行く 3. 薬がなくなったら行く      4. その他 ( )			
③療養する上で医師から指示されていること				
④医師から指示されている療養期間について	1. 令和 年 月頃まで 2. その他 ( )			
⑤治療内容について	1. 診察のみ      2. 診察及び薬の処方      3. 薬の処方のみ 4. その他 ( )			
	<b>【薬の処方がされている場合】</b> 1回の受診で_____日分処方 服用回数 1日_____回 (朝・昼・夜・就寝前) 服用状況 1. 指示通りに服用      2. 時々飲まないことがある 3. 飲まないことが多い      4. 飲んでいない 5. その他 ( )			
⑥今回の請求期間の自覚症状及び経過	<b>【自覚症状】</b>			
	1. 良くなっている      2. 少し良くなっている      3. あまり変わらない <b>【経過】</b> 4. 少し悪くなっている      5. 悪くなっている 6. その他 ( )			
<b>【就労について】</b>				
⑦就労について、医師からどのように指示されていますか	1. 引き続き就労は無理である 2. 症状は改善しているが、しばらく就労できない (令和 年 月頃から就労可能見込み) 3. 現時点で就労可能 ( <input type="checkbox"/> 軽作業なら就労可能 <input type="checkbox"/> 短時間なら就労可能 <input type="checkbox"/> 就労に問題はない ) 4. その他 ( )			
⑧現在の就労について	1. 現在就労している 2. 今後就労することが決定している (令和 年 月 日より勤務予定) 3. 現在、ハローワークで仕事を探している 4. その他 ( )			

**【裏面に続く】**

【日常生活について】	
⑨毎日の過ごし方について (複数回答可)	1. 仕事・アルバイトをしている 2. 普通の日常生活(家事や育児など)ができる 3. ほとんど家にいるが、ときどき散歩程度外出する 4. 身の回りのことはできるが、一日中家にいる 5. 身の回りのことはかろうじてできるがほとんど寝ている 6. 身の回りのことはできず介助が必要な状態 7. 入院をしている 8. その他 ( )
【その他】	
⑩現在加入している健康保険について	1. 国民健康保険 2. 健康保険組合 ( 本人 ・ 家族 組合名 ) 3. 静岡県農業団体健康保険組合の任意継続 (任意継続の記号・番号404- ) 4. その他 ( )
⑪年金について	<b>【障害年金】</b> 1. 受給中である → 必ず年金証書のコピーを添付してください 2. 請求中である 3. 受給していない  <b>【老齢年金】</b> 1. 受給中である → 必ず年金証書のコピーを添付してください 2. 請求中である 3. 受給していない
⑫雇用保険(失業給付)について	<b>【手続き状況】</b> 1. 手続きは何もしていない(受給権を放棄する) 2. 療養のため、延長申請した(申請日 令和 年 月 日) 3. 受給手続き中(申請日 令和 年 月 日) 4. 申請して失業保険を受給している (受給期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日)  <b>【健保組合への書類提出状況】</b> 1. いままで傷病手当金の請求をする際に、 離職票1.2(延長手続きした場合は延長通知書も)の原本を提出したことがある  2. 傷病手当金の請求をする際に、 離職票1.2(延長手続きした場合は延長通知書も)の原本を提出したことがない →離職票1.2(延長手続きした場合は延長通知書も)の原本を提出してください

静岡県農業団体健康保険組合

〈健康保険法〉

第59条 (文書の提出等) 保険者は、保険給付に関して必要があると認めるときは、保険給付を受ける者(当該保険給付が被扶養者に係るものである場合には、当該被扶養者を含む。第121条において同じ。)に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。

第120条 保険者は、偽りその他不正行為により保険給付を受け、又は受けようとした者に対して、6月以内の期間を定め、その者に支給すべき傷病手当金又は出産手当金の全部又は一部を支給しない旨の決定をすることができる。ただし、偽りその他不正の行為があった日から一年を経過したときは、この限りでない。

第121条 保険者は、保険給付を受ける者が、正当な理由なしに、第59条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、保険給付の全部又は一部を行わないことができる。